

# 住宅手当制度の概要(見直し後)

## (1)目的

離職により住まいを失った方等が安心して就職活動ができるよう、家賃に充てるための費用(住宅手当)を支給する。

## (2)支給対象者

平成19年10月1日以降に離職した方(離職前に主たる生計維持者であった方等)であって、次のいずれかに該当する場合  
 現在、住居がない方  
 賃貸住宅に居住しているが、住居を失うおそれのある方

## (3)支給要件

### 収入要件

	平成22年3月まで	平成22年4月以降
単身世帯	月収8.4万円以下	月収約13.8万円( )未満
2人世帯	月収17.2万円以下	変更なし(月収17.2万円以下)
3人以上世帯	月収17.2万円以下	月収約24.2万円( )未満

( )上限額は、東京都区市、横浜市等の場合で、地域により異なる。

### 資産要件

預貯金が単身世帯50万円、複数世帯100万円以下の方

### 就職活動要件

- ・ 受給期間中、ハローワークでの職業相談(月1回以上)、地方自治体の住宅確保・就労支援員による面接(月2回以上)等の支援を受けること。
- ・ 原則週1回以上の求人先への応募等を実施すること。

## (4)支給期間

最長6ヶ月間。ただし上記の就職活動要件を誠実に実施している方については、さらに3ヶ月間延長可能(=最長9ヶ月間)

## (5)支給額

地域ごとに上限額を設定(生活保護の住宅扶助特別基準額に準拠)。

要件緩和により対象となる一定以上の収入がある方については、住宅手当支給額を収入に応じて調整する。

### 単身世帯の支給額

	月収8.4万円以下	月収8.4万円を超える収入
東京都の1、2級地	53,700円を上限	住宅手当支給額 = 家賃額 - (月収 - 84,000円) <small>家賃額は住宅手当基準額を上限 支給額は、100円未満を切上げ</small>
大阪府の1、2級地	42,000円を上限	
鹿児島県の3級地	24,200円を上限	

### 複数世帯の支給額

	月収17.2万円以下	月収17.2万円を超える収入 (3人以上世帯のみ)
東京都の1、2級地	69,800円を上限	住宅手当支給額 = 家賃額 - (月収 - 172,000円) <small>家賃額は住宅手当基準額を上限 支給額は、100円未満を切上げ</small>
大阪府の1、2級地	55,000円を上限	
鹿児島県の3級地	31,500円を上限	

## (6)事業実施主体

都道府県、指定都市、中核市その他市区町村(町村は福祉事務所を設置している町村に限る)

## (7)事業予算額

平成21年度第2次補正予算により約400億円を措置

## (8)その他

住宅手当受給者に対して住宅や就職の確保を支援する住宅確保・就労支援員を各自治体に配置。

平成21年度第2次補正予算により、さらに約1,250名増配置。  
(1,250名 2,500名)